

DI-2nd

令和2年9月2日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ネ)第740号慰謝料請求控訴事件 (原審・前橋地方裁判所平成31年
(ワ)第116号)

口頭弁論の終結の日 令和2年7月7日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

群馬県利根郡みなかみ町上牧2860

被控訴人 鈴木 通夫

(以下「被控訴人通夫」という。)

群馬県利根郡みなかみ町上牧3334

被控訴人 小林 時雄

(以下「被控訴人小林」という。)

群馬県利根郡みなかみ町上牧2681-1

被控訴人 鈴木 政治

(以下「被控訴人政治」という。)

群馬県利根郡みなかみ町上牧3329

被控訴人 石井 恵子

(以下「被控訴人石井」という。)

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、肩書住所地の吉平地区に居住する控訴人が、同地区の住民である被控訴人らに対し、(1)①同地区の住民を構成員とする組織である吉平組の総会における被控訴人ら及びその他の総会出席者の言動、②被控訴人らが村道のコンクリート舗装に関する作業に欠席したこと、③被控訴人政治の家族やその他の第三者が農作業中の控訴人のもとに現れ、つきまとい等をするなどの不審な行動をしたことが、典型的な村八分による扱いであって、控訴人の生命、自由及び名誉に対する脅迫であり、人格権を侵害する行為である、(2)本件訴訟の原審及び当審において陳述又は陳述が擬制された被控訴人らの準備書面等における主張の内容が控訴人の名誉を毀損するものであるとして、被控訴人らに対し、これらの一連の不法行為に基づく損害賠償として、民法709条、710条及び719条に基づき、連帶して慰謝料1億2000万円のうち10万円の支払を求める事案である。

2 原判決の判断の概要等

原審は、①控訴人主張の総会における被控訴人らの各言動については、被控訴人らは組員として控訴人の主張や要望に対する自身の考えを示したものにすぎず、その態様等を踏まえても、控訴人の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるということもできないし、控訴人主張の被控訴人ら以外の総会出席者の言動も同様の理由により違法なものではなく、いずれも不法行為は成立しない、②被控訴人らの村道のコンクリート舗装に関する作業への欠席を主張する点については、作業への不参加という被控訴人らの不作為が、控訴人の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはいえない、③控訴人に対するつきまとい等を主張する点については、控訴人主張の被控訴人政治の行動が、その内容や態様からして、控訴人に対するつきまといや、控訴人の生命、自由、

名譽等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはいはず、控訴人に威力を示したということもできず、その余の被控訴人らとの共謀等が存在したと認めるに足りる証拠もないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

この原判決を不服として、控訴人が控訴をし、前記第1のとおりの判決を求めた。なお、控訴人は、当審において、被控訴人らに対して連帯して慰謝料の一部として10万円の支払を求める旨の請求を維持しつつ、原審において主張していた不法行為に続く一連の不法行為として、後記のとおり、被控訴人らの準備書面や答弁書が陳述又は陳述が擬制されたことによって名譽が毀損されたとの主張を追加したところ、これは、控訴人に支払われるべき慰謝料額を判断するに当たっての考慮事由と主張するものと解される。

3 前提事実及び当事者の主張等

前提事実と争点及び争点に対する当事者の主張は、4項のとおり当審における当事者の主張を加えるとともに、以下のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2項及び「第3 本件の争点及び当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁8行目冒頭から同11行目の「同地域内の祭典行事等を事業とする組織である。」までを以下のとおり改める。

「(1) 控訴人及び被控訴人らは、群馬県利根郡みなかみ町上牧の吉平地区内の住民らを構成員とし、同地域内の道路、水路等の整備や、祭典行事等を事業とする組織である吉平組の組員である。」

(2) 原判決2頁14行目から15行目にかけての「整理決定して書面で組員に通知する取扱いとなっている」とあるのを「整理決定する取扱いとなっている」と改める。

(3) 原判決3頁2行目末尾を改行し、以下のとおり加える。

「(6) 被控訴人らは、令和元年7月11日の原審第2回口頭弁論期日にお

いて別紙記載1, 2の記載がある各書面を陳述し, 令和元年10月31日の原審第4回口頭弁論期日において, 別紙記載3の記載がある書面を陳述した。

(7) 被控訴人らは, 別紙記載4の記載がある答弁書を提出し, 同答弁書は, 令和2年7月7日の当審の第1回口頭弁論期日において, 陳述が擬制された。」

(4) 原判決3頁13行目及び14行目の「集会①及び集会②」を「総会①及び総会②」とそれぞれ改める。

(5) 原判決3頁24行目及び同4頁19行目の「付きまとい」をいずれも「つきまとい」と改める。

(6) 原判決4頁13行目の「集会①及び集会②」を「総会①及び総会②」と改める。

(7) 原判決4頁22行目の「付きまとった」を「つきまとった」と改める。

4 当審における当事者の補充主張等

(1) 控訴人

ア 総会①及び総会②における被控訴人らの言動について

総会における控訴人の提案議題は適切なものであり, それにもかかわらず被控訴人らは, 控訴人の発言中に退席したり, 控訴人の発言を中断させたり, 控訴人が発言中に, 控訴人の提案議題を後回しにさせるよう扇動したり, 総会を終わらせるように扇動したりし, 猿友会による猿銃の発砲についても, 控訴人の主張は当たり前のことであるのに, これを皆で否定することにより, 控訴人の発言を妨害した。

イ 本件作業への欠席について

被控訴人ら4人が本件作業を欠席したのは, 偶然ではありえない。控訴人が本件訴訟の訴状を提出したことに対する事前共謀による露骨な威力である。

ウ 控訴人に対するつきまといについて

控訴人主張に係る被控訴人政治及びその家族らの一連の行為は、そもそも極めて不審な態様の行動であること、たまたま通りかかるような場所ではないこと、今までに耕作の実績がないのに突如これを行うのは極めて不自然であること、自分の田であるというのは虚偽であることからすると、被控訴人らの控訴人に対するつきまといである。

エ 本件訴訟中の名誉毀損行為

(ア) 被控訴人らは、別紙記載1、2の内容の各書面を令和元年7月11日の原審第2回口頭弁論期日において陳述し、別紙記載3の内容の書面を令和元年10月31日の原審第4回口頭弁論期日で陳述し、控訴人に対する名誉毀損を行った。

(イ) 被控訴人らは、令和2年7月7日の当審の第1回口頭弁論期日において陳述が撓制された別紙記載4の内容の答弁書において、訴えに対する合理的な理由を一切示さずに事実を否認するのみであり、その他その記載内容により控訴人に対する名誉毀損を行った。

(2) 被控訴人ら

被控訴人らの控訴人に対する対応に違法性はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次項のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるとともに、以下のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第4当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁5行目の「1 集会①での言動について」を「1 総会①での言動について」と改める。
- (2) 原判決5頁10行目の「このことを組員に対して書面で通知した。」を「組員に対し、開催を通知した。」と改める。

- (3) 原判決5頁22行目から23行目にかけての「上記アの通知において総会①の議題とされていなかった。」を「少なくとも上記アの通知において特段記載されていなかった。」と改める。
- (4) 原判決6頁4行目の「過ぎず」を「すぎず」と改める。
- (5) 原判決6頁22行目の「2 集会②での言動について」を「2 総会②での言動について」と改める。
- (6) 原判決6頁26行目の「組員に対して、」を削除する。
- (7) 原判決7頁2行目の「このことを組員に対して書面で通知した。」を「組員に対し、開催を通知した。」と改める。
- (8) 原判決8頁13行目から14行目にかけての「上記アの通知において総会②の議題とされていなかった。」を「少なくとも上記アの通知において特段記載されていなかった」と改める。
- (9) 原判決10頁11行目、17行目及び20行目の「つきまとい」を、いずれも「つきまとい」と改める。
- 2 当審における控訴人の主張に対する判断
- (1) 控訴人が総会①及び総会②における被控訴人らの言動について主張する点については、引用にかかる原判決（補正後のもの）の「第4 当裁判所の判断」の1(2)及び2(2)において判示するとおりであり、総会は、地区の重要事項を決定する機会であるから、決議に至る過程においては、構成員各自が議事の進行も含め、互いに意見を表明する必要があるのであって、異なる意見の表明がただちに控訴人に対する不法行為を構成するものとはいえない。また、出席者は総会への在席を継続する義務はなく、総会①及び総会②における被控訴人らの言動には控訴人に対する不当な干渉、妨害と目すべき点もなく、不法行為を構成しないから、この点に関する控訴人の主張は採用できない。
- (2) 控訴人が被控訴人らの本件作業への欠席及び控訴人に対するつきまとい

について主張する点については、それらが不法行為を構成するものではないことは引用にかかる原判決（補正後のもの）の「第4 当裁判所の判断」の3及び4において判示するとおりであって、控訴人の主張は採用できない。

(3) 控訴人は、前記第2の4（当審における当事者の補充主張等）(1)エに記載するとおり、本件訴訟における被控訴人らの準備書面等の陳述等が不法行為を構成すると主張する。

ア そこで検討するに、本来、民事訴訟は、法的紛争の当事者が互いに攻撃防御を尽くして事実関係を究明するとともに、法律的見解について論争を開き、裁判所が双方の主張、立証活動を踏まえて判断を示すことにより法的紛争を解決する制度である。また、かかる弁論主義、当事者主義を基調とする民事訴訟制度の下では、当事者が互いに自由に訴訟活動を行って主張立証を尽くすことが重要である。

このような民事訴訟制度の在り方や訴訟活動の特質及び仕組みに照らすと、ことさらに相手方を誹謗中傷するような行為が許容されることは勿論であるが、当事者の主張、立証活動について、相手方の名誉等を損なうものがあったとしても、それが直ちに相手方に対する名誉毀損として不法行為を構成するものではなく、訴訟行為との関連性、必要性が認められ、主張方法も不相当ではない場合には違法性が阻却されると解するのが相当である。

イ 本件についてこれをみると、別紙記載の1については、控訴人が総会①における被控訴人らの不法行為を主張する点について、被控訴人らが総会①において控訴人が主張した獣友会への対応に対し、控訴人と異なる意見を表明したことが一定の理由に基づくものであることを主張するものであって、本件訴訟における必要性、関連性があり、主張方法も不相当とはいえない。

また、別紙記載の2については、控訴人が被控訴人らによる控訴人に対するつきまといを主張する点について、被控訴人らの主張を記載したものであり、別紙記載の3については、控訴人が被控訴人らの本件作業への不参加を不法行為と主張する点について、被控訴人らの主張を記載したものであり、必要性、関連性が認められ、後半の「第四について」とある部分についても、控訴人から令和元年9月19日付準備書面において「非常識」と指摘された点について反論したものであって、必要性、関連性を欠くとはいえない、いずれも主張方法において不相当とはいえない。

また、別紙記載の4についても、被控訴人らは、原審で主張したとおり、控訴人主張の被控訴人らの行為が不法行為を構成するものではないとして、答弁書において必要な限度で反論をしているものであって、控訴人が主張するように、被控訴人らが何らの理由も示さずに否認しているとはいえない。

そして、別紙記載の4の記載は、控訴人の認識が被控訴人らの認識と大きく異なるものであることを主張し、被控訴人ら以外の住民も同様に控訴人の言動に困惑しているとして、被控訴人らの主張を補強する趣旨のものであり、本件訴訟における必要性、関連性が認められ、主張方法も不相当とはいえない。

ウ 以上によれば、被控訴人らによる本件訴訟における準備書面等の提出、陳述はいずれも訴訟行為との関連性、必要性が認められ、主張方法も不相当ではなく違法性が阻却され、不法行為を構成しないから、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

3 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

白石 哲

裁判官

三上乃理子

裁判官

真鍋浩之

(別紙)

1 令和元年6月29日受付書面（「慰謝料請求案件全般について」と題する準備書面）

「今回の案件については、今井豊と獵友会の人々とのことが始まりであり、詳細については把握していないが、沼田警察署の警察官が何回も立会検証をしていますと聞きおよんでいます。

そもそも村で、鳥獣の被害に苦しみ。村全体を約3キロメートルに及ぶ位金網で囲い、鳥獣被害対策の強化を行い、金網の補修、金網周辺の除草作業にと毎年奉仕作業にて管理を行い、被害を最小限にすべく努力をしているところです。

村人とすれば獵友会の人々に極力、鳥獣駆除をしていただき少しでも被害の減少をお願いしている状況下にあります。

警察署、獵友会との見解の相違から、村で決議をとの提案であると推測いたしますが、狩猟免許の所持者に狩猟をするなど。村で決議する案件でもなく、町内の狩猟者だけでなく、県内はおろか県外からも出入りがあり不可能なことと考えます。」

「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません。」

2 令和元年6月29日受付書面（「鈴木政治家族の付きまといについて」と題する準備書面）

「被害妄想も、はなはだしい限りであり対応に苦慮する。

日常生活の上での、農作業であり、白い車は妻の車であり作業の打ち合わせ、休憩時間の差し入れ等の行為は、何ら疑わられるべきものではなく、このような状況を、その都度つきまといと言うので、あれば、私を含め、村の人々は、自分の農地の農作業をすることすら出来ない状況になり異常な日常生活の状況化に追い込まれることを非常に懸念します。」

3 令和元年10月19日受付書面（「D I(2) 令和元年9月19日付け 準備書面について」と題する準備書面）

「前回も申し上げたように、被告になるとは、夢にも思っていない私たちが、4人そろってどうしたら出来るのでしょうか、包囲網とか、パソコンのウイルスとか何を根拠にして、威力と思うのか、思考能力を疑わざるをえません。」

「第四について

「非常識極まりないといっていますが、私どもは裁判には、素人として教えていただきながら原告との裁判をしています。」

「申し上げにくいことですが、原告は裁判という法律関係の厳格ではなくてならないことを、ある意味原告の言う、（ゾンビ化）ではないが、裁判というものをもて遊んでいるように思えてなりません。」

4 答弁書（当審提出）

「前橋地裁で申し上げたように私どもは、世間一般の常識の範囲の中で原告との対応だと考えていますので、原告の発言の妨害、発言の自由を奪う等々の原告に対しての不法行為をしたとは考えておりません。社会の一般常識の中での対応であり、原告の主張する違法性のある対応とは全く考えておりません。」

「訴訟の中で、被害妄想について人権侵害等々述べていますが、原告は、自分中心に村の生活があると思い込んでいるように考えます。」

最近の村の状況ですが、道路を歩いて目が合っただけで、今ガンをくれたな、おまえは何歳だ（84歳と答える）年寄りだから勘弁してやるから行ってよいか。

原告の自宅から50㍍位離れた場所にある飲料水の自動販売機の缶の落ちる音がうるさいから撤去しろと言い張り持ち主が何をされるかわからない恐怖から撤去した案件も最近の村の現状です。わずか村人が50人足らず限界集落の中、若い人の居住がなくほとんど70歳を超えた住人が今まで平穀無事に和やかに生活していた住人が、次は俺が訴訟されるのかと恐怖におびえて原告とは、

目を合わせるな、話をするなというような、異様な状況の中で生活しているのが紛れもない事実です。」

「原告は、訴状の中で精神病の名称（被害妄想）を名誉毀損としていますが、私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげる事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。」

以上

これは正本である。

令和2年9月2日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官

渡 部 明

美

